

## 世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針<sup>1</sup>（仮訳）

### 凡例

- ・ 原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「」でとじている。
- ・ 原文において、太字、斜体で表現されているものは訳文で太字で表現している。
- ・ 原文の（ ）は訳文でも（ ）としている。
- ・ 読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語句を補って訳出した箇所や、原語を示した場所は、〔 〕で示している。

### 1. はじめに

1.1 「世界の記憶」(以下、「世界の記憶」)の構想は、1990年に「ユネスコ総合情報計画(GIP)」の実施を担当するコミュニケーション・情報・情報学局が設置されたことに伴って、1990年代初めに徐々に発展してきたものである。1991年のユネスコ総会においては、事務局長フェデリコ・マヨール・サラゴサに、「アーカイブ〔(記録資料)〕に関しては、4つの加盟国における地域の視聴覚技術的な研究を行う機関及び視聴覚アーカイブの開発計画の設置に関する助言的活動、マイクロフィルム化によるアーカイブ遺産の再構成などを通じて、アーカイブ遺産の保護とアクセスを促進する」よう要請した<sup>2</sup>。〔当時は〕インターネットの普及はまだ先のことだったが、脆く、危機に瀕している記録物の保存に対する世界的な関心の高まりは、当時起こりつつある現実だった。

1.2 集合的記憶の取り返しのつかない喪失を防ぐため、ユネスコは1992年、記録遺産を保護し、アクセスと普及を促進し、その重要性や保存の必要性について人々の意識を向上させることを目的として、MoWプログラムを設立した。MoWプログラムは、様々なユネスコの標準設定文書によって下支えされ、導かれている。最も新しいものとしては、2015年の「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」(以下、「2015年勧告」とする。)がある。

1.3 MoWプログラムの更に詳しい歴史的背景については、MoWウェブサイトで見ることが可能である。

### 2. 構想、使命、及び目的

2.1 MoWプログラムの**構想**は、世界の記録遺産が全ての人々のものであり、全ての人々の

<sup>1</sup> 第211回ユネスコ執行委員会(2021年)にて承認

<sup>2</sup> 第26回ユネスコ総会(1991年)決議26C/11.31

ために十分に保存及び保護され、並びに文化的慣習や実用性に配慮しながら、全ての人々が恒久的に支障なくアクセスできるようにすべきであるというものである。

2.2 MoW プログラムの**使命**は、世界の記録遺産への関心を高め、保護を強化し、その普遍的かつ恒久的アクセスを実現することにある。

2.3 MoWプログラムは、互いに密接に関連する、3つの主な**目的**がある。すなわち、次の通りである。

(a) 最も適切な技術によって、世界の過去、現在、及び未来の記録遺産の保存を促進すること。これは、直接的な実践的支援、助言や情報の普及、支援者を適時にかつ適切なプロジェクトと結びつけることによる研修、方針策定、実施の奨励、又はその他あらゆる形式で広く利用可能な資源の開発を促進する方法において、行うことができる。

(b) 記録遺産への普遍的なアクセスを支援すること。これは、記録遺産を所蔵する機関や個人に対し、必要に応じアナログ／デジタル形式において、可能な限り幅広く公平にアクセスできるようにすることを奨励することによって、行うことができる。これには、刊行物や製品の作成、デジタル化した複製物や目録をウェブサイトに掲載することが含まれる。アクセスが所有者や管理者に影響がある場合には、それらは尊重される。そのような影響とは、例えば、アーカイブズのアクセス可能性に関する法律上の制限を指す場合がある。それらはまた、先住民コミュニティの資料の所有権や管理権、及びアクセスの監督権を含む、文化的感受性を指す場合がある。

(c) 記録遺産の存在と重要性に対する認識を世界中で高め、またそれによって、人々と文化の間の対話と相互理解を促進すること。これは、MoW の登録簿、そのメディア、宣伝・情報刊行物、展示会、賞、表彰、教育プログラム、及び MoW ロゴの使用を開発することによって行う場合がある。保存及びアクセスは、それ自体が相互に補完しあうだけでなく、アクセスの需要が保存作業を促進するため、意識を高めることにもなる。

2.4 これら3つの主な目的の追求のため、MoWプログラムは、「歴史とは、現在と過去との終わりのない対話である」<sup>3</sup>、つまり一次資料とその進行中の解釈との相互作用であることを認識している。よって、MoWプログラムの関心事は、第一次資料の保存とそのアクセシビリティにあり、それらの解釈や歴史論争の解決にはない。それは、適切に言えば、歴史家、研究者、その他利害関係者の管轄領域である。

### 3. 定義

---

<sup>3</sup> E H Carr, *What is History?*, 1961, Cambridge UP, pp. 123-132.

3.1 本一般指針の目的、及び「2015 年勧告」によって定義されるところにより、各用語は以下のとおり理解するものとする。

3.1.1 **記録物**とは、アナログ又はデジタルによる、情報の内容とそれを保存している媒体によって構成される実物資料である。それは保存可能であり、通常は移動可能である。その内容とは、記号又は符号（テキストなど）、画像（静止画又は動画）及び音声からなり、これらは複製又は移行が可能である。媒体は、重要な審美的、文化的、又は技術的な特性をもつ場合がある。内容と媒体の関係は、付随的なものから不可欠なものまで様々な場合がある。

3.1.2 **記録遺産**とは、コミュニティ、文化、国、又は人類全体にとって重要かつ永続的な価値をもつ単一の記録物、又は記録物のまとまりから構成され、その劣化や損失が人間に有害な貧困をもたらすものをいう。この遺産の重要性は、時間が経過しなければ明らかにならない場合がある。世界の記録遺産は、全ての人々にとっての地球規模の重要性及び責任をもつものであり、文化的慣習や実用性に配慮し、かつ、これを認めつつ、全ての人々のために十分に保存し、保護するべきである。また、全ての人々が支障なく、恒久的にアクセスできる状態を保ち、再利用できるようにするべきである。記録遺産は、個人の歴史だけでなく、社会的、政治的、及び集合的な歴史を理解するための手段を提供する。また、良きガバナンスや持続可能な発展を下支えすることに役立つ可能性がある。各加盟国にとって、それぞれの記録遺産は、それぞれの記憶とアイデンティティを反映するものであり、したがって国際社会における自身の位置づけを決定することに貢献する。

3.1.3 **記憶機関**とは、アーカイブズ、図書館、博物館、並びにその他の教育、文化及び研究に関する機関を含むが、それに限定されるものではない。

3.2 これらの用語や関連する語については、MoW ウェブサイトで詳しく説明されている。

## 4. 解説及び戦略

4.1 MoW プログラムのための5つの戦略は、「2015 年勧告」の中で次のように設定されている。(1) 記録遺産の特定、(2) 記録遺産の保存、(3) 記録遺産へのアクセス、(4) 政策措置、(5) 国内及び国際的な協力、である。「2015 年勧告」は、ユネスコ加盟国が記録遺産を適切に特定、保存してアクセスを提供し、その存在と重要性への公共の意識を高めるために必要とされる、一連の推奨される措置を定めている。これらを実践していくためには、時間をかけて、加盟国、記憶機関、専門職団体、教育・遺産部門、パートナーシップとスポンサー、ソフトウェア・ハードウェア開発者、市民社会組織、後援者、及び個人による共同の行動が必要となる。MoW プログラムの国及び地域の MoW 委員会もまた、課題の展開に応じて一定の役割を果たすことになる。

4.2 5つの戦略の実施方法に関する詳細については、ユネスコのウェブサイトで、「2015年

勧告」の活用に関する、加盟国による報告書作成のための質問票を参照することができる<sup>4</sup>。

## 5. MoW プログラムの構成

5.1 MoW プログラムは、三者構成の委員会によって推進されている。それぞれの委員会（国際、地域、国内）は、別々に運営されるが、本一般指針に記載されているように、1つのネットワークの一部である。

### 5.1.1 国際諮問委員会（IAC）

5.1.1.1 IAC は MoW プログラムの最高機関であり、MoW プログラム全体の計画や実施についてユネスコに助言する責任を負っている。

5.1.1.2 IAC は、その規約で定められているように、記録遺産の保護に関する専門知識に基づいて選ばれた 14 名の国際的な専門家によって構成される。専門家は、地理的及び性別の代表性を十分に考慮し、また、加盟国内及び国際アーカイブズ会議（ICA）や国際図書館連盟（IFLA）などの主要な国際的専門機関においてこの分野で普及している様々な学問分野や学派を代表する方法で選出される。IAC の構成員は事務局長によって任命され、構成員の名前は、関係する加盟国国内委員会と協議の上で、事務局長がユネスコ執行委員会に情報文書として示す。IAC 構成員は、加盟国やその他の関連団体の代表としてではなく、個人の資格で従事する。構成員は政府や他の当局からの指示を求めたり、また指示を受け入れたりすることはない。

5.1.1.3 IAC は、パリのユネスコ本部を拠点とする事務局（以下、「MoW 事務局」とする。）によって支援される。MoW 事務局は、MoW プログラムの主たるウェブサイトの管理や、IAC とその小委員会、MoW 地域／国内委員会、及び MoW プログラムの枠組みの中で設立されたパートナーとの連絡調整を含む運営機能を実行する。ユネスコ事務局長またはその代理人は、IAC やその小委員会の活動に参加するが、投票権はない。

5.1.1.4 必要に応じ、IAC は、その活動の促進に有用であると考える小委員会を設置する。IAC は、それらに任務を割り当て、ユネスコの事務局長と協議の上で、それらの議長を任命する。議長は、MoW 事務局の支援を受けて適切な専門機関と話し合っ小委員会の構成員を選び、IAC 議長に通知する。これら小委員会は、IAC の各会議に報告し、必要な場合は IAC 事務局に報告する。

5.1.1.5 常時活動している小委員会の運営についての詳細は、MoW ウェブサイトで見る事が可能である。現在は、登録小委員会（RSC）、保存小委員会（PSC）、及び教育・研究小委員会（SCEaR）がある。

---

<sup>4</sup> 「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」の活用に関する、加盟国による報告書作成のための質問票：<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000265558>

### 5.1.2 MoW 国内委員会

5.1.2.1 MoW 国内委員会は、国レベルで運営する自律的な組織である。

5.1.2.2 実行可能な全ての加盟国が国内に1つのMoW国内委員会を設置することが、本プログラムの目標である。各加盟国にMoW国内委員会は1つ存在するものとする。MoW国内委員会は、個人、個人のグループ、若しくは加盟国のユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関によって設置される場合がある。MoW国内委員会が個人又は個人のグループによって設置された場合は、当該個人又は個人のグループは、当該委員会が公式に承認されるために、ユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府組織に、承認を求めなければならない。ユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府組織は、その国内委員会の設置をMoW事務局に通知するものとする。

5.1.2.3 MoW 国内委員会は、個人の立場で、又は記憶機関や文化機関の代表として活動する構成員で構成される。高度に形式化され構造化されているか、より非公式なアプローチであるかにかかわらず、この委員会の本質は、当該国における記録遺産分野全体からの専門家の集まりであるということである。

5.1.2.4 MoW 国内委員会は以下の要件を満たすことが期待される。

- ・〔ユネスコ〕国内委員会、又は同委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関と運営上のつながりがあること。MoW 地域委員会がある場合は、つながりをもつことが推奨される。
- ・構成員は、当該加盟国の地理的特性、重要な文化グループ、性別、及び関連する知識と専門性を反映すること。
- ・委員の資格及び継承に関する基本事項を含む、委任事項及び規則が文書で示されること。
- ・自らの役割を遂行する能力があること。これには、資金調達及び支援、つまり主要な記憶機関及び政府機関とのつながりを含む場合がある。
- ・〔ユネスコ〕国内委員会、若しくは同委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関に対し定期的に報告を行うことを通じて、意識向上に取り組むこと（MoW 事務局、必要な場合は MoW 地域委員会にも同報すること）。

5.1.2.5 各国の MoW 国内委員会の役割と活動の範囲は様々であるが、全ての MoW 国内委員会は、現行の一般指針の**セクション2**に定められているように、MoW プログラムの構想、使命、及び目的を反映していることを確保しなければならない。MoW 国内登録簿の運用は、可能な活動の1つであり、加盟国の中には非常に充実した登録簿を保有している国もある。

5.1.2.6 **セクション 5.1.2.2** に準拠して設置された MoW 国内委員会は、「ユネスコの名称、

略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指針」にしたがって、MoW の名称とロゴの使用を申請しなければならない。MoW のロゴの詳細については、MOW ウェブサイトを参照されたい（現行の一般指針**セクション 6**も参照のこと）。

5.1.2.7 MoW 国内委員会の委任事項のひな形は、MoW ウェブサイトから利用可能である。

### 5.1.3 MoW 地域委員会

5.1.3.1 MoW 地域委員会は、地域レベルで運営する独立した組織である。これらは、地理的地域又は共有文化などその他の関心を共有する MoW 国内委員会が、自主的に集まった協力体制である。また、一方では IAC、他方では個々の MoW 国内委員会の実際の範囲において対応できない課題に対処する手段を提供する。

5.1.3.2 MoW 地域委員会を設立する発議は、MOW 国内委員会のグループ、IAC、又は MoW 事務局から行われる場合がある。

5.1.3.3 MoW 地域委員会は、以下のことが期待される。

- ・ MoW 地域登録制度の運営。
- ・ 地理的に広い範囲にわたる提唱と広報の遂行。
- ・ 選択したテーマに関するトレーニング・ワークショップなどの協力イベントの実施。
- ・ MoW 国内委員会の代表者を集めた定期的な会議の開催。
- ・ MoW 国内委員会を持たない地域の国々の「支援」。
- ・ 新しい MoW 国内委員会の設立と指導を支援。
- ・ 当該地域全体の構成員と関係者の連絡先の詳細を最新の状態に維持。
- ・ 「ユネスコ出版物指針」に沿った地域の出版物の作成。

5.1.3.4 MoW 地域委員会の管理及び資金調達の実行は、構成する MoW 国内委員会が決定する。

5.1.3.5 MoW 地域委員会は、MoW 事務局を通じて、2 年に 1 度、IAC に正式な報告を提出する必要がある。

## 6. MoW のロゴ

6.1 「世界の記憶」ロゴは MoW の地域委員会及び国内委員会、及び登録簿に記載された記録物を所有する機関が、ユネスコとのつながりを示ことができる。これは記録遺産の促進や保護にかかる活動の広報や、登録簿への登録を強調する際に役立てることが可能である。ただし、その使用は、MoW ウェブサイトで入手できる「ロゴの使用に関する指針」におい

で定められた規定に従うものとする。

6.2 「ロゴの使用に関する指針」は、それ自体がユネスコの「名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令」に準拠している。ユネスコは、ロゴを使用する条件を決定し、許可されていない使用又は違反があった場合には、使用の中止を要請することができる。MoW国内委員会及び登録された記録物を所蔵する機関については、ユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関を通じて、MoW事務局に対し申請することが可能である。MoWの名称とロゴを使用するためには、地域委員会はMoW事務局に使用許可を申請しなければならない。事務局は、IAC又はその事務局の助言に基づき、それに関する許可を与えることができる。

6.3 このロゴは、象徴的な絵柄であり、その同心円が様々な記録物の形式、及び記憶の普及と保存を表すものとして解釈できる。その円の切れ目は、失われた記憶や行方しれずの記憶を表している。

## 7. 「世界の記憶」活動

7.1 MoW プログラムの目的を実現するということは、絶えず進化し続ける様々な活動につながる。「2015 年勧告」を読むと、将来的な MoW プログラムの方向性や、今後の機会と課題が示されている。MoW プログラムの活動は以下のものであるが、これに限定されない。

### 7.2 ワークショップ及びセミナー

7.2.1 「世界の記憶」ワークショップやセミナーは、国内、地域、国際のそれぞれで開催される。「世界の記憶」委員会や「世界の記憶」事務局、また IFLA や ICA のような国際的非政府組織が「世界の記憶」事務局との連携のもとで実施することもある。

7.2.2 MoWワークショップやセミナーには様々な形式をとり、実施期間も様々である。例えば以下の通りである。

- ・ **特別イベント**：記念日、プロジェクトや出版の発表、一般市民の意識向上
- ・ **政策や戦略**：「2015年勧告」やその他UNESCOの標準設定文書の実施
- ・ **能力開発**：保存、コレクション管理、アクセス及び他の専門的事柄に関する研修
- ・ **登録申請の準備**：初めて申請する者への準備や申請書提出に関する指導

### 7.3 刊行物

7.3.1 MoW ブランドや MoW 関連の出版物は、ユネスコが直接に委託若しくは制作する場合、又は商業出版社と共同で制作する場合がある。また、〔地域や国内等〕個々の MoW 委員会によっても制作される。さらに、ユネスコは専門職団体による関連するテキストやマニュアルの刊行を促進している。出版物は、印刷物若しくは電子出版物、又はその両方の場合がある。印刷物は、商業ルート、記憶機関又はユネスコの事務所を通じて配布される場合が

ある一方、電子出版物は多くの場合ウェブサイトでアクセスできる。

7.3.2 MoWのメイン・ウェブサイトには、網羅的ではないが、参考となる出版物の一覧を掲載している。この種類には次のものを含む。

- ・ **専門マニュアル**：保存、デジタル化、図書館管理、専門哲学に関する指針及び基準
- ・ **登録簿**：個々のMoW登録簿（国際、地域及び国内）に登録した記録物についてのイラスト入りの本及び関連する電子書籍やウェブサイト。MoWの各登録簿は、通常、それぞれ担当するMoWの委員会が管理するウェブサイト上で閲覧できる。
- ・ **学術及び研究**：MoWの原則、社会文化的重要性及び教育・研究の範囲と分野における位置づけに関する、詳細な論文、記事、ニュースレター及び書籍。
- ・ **指針**：一般指針や関連出版物は、複数言語で作成される。
- ・ **全般**：法定納本制度から失われた記憶に至る様々なテーマに関する書籍、小冊子、及びウェブ出版物。

## 7.4 ユネスコによる国際デー

7.4.1 国連総会は、人類の生活や歴史の重要な側面を記念する「国際デー」を数多く定めている。ユネスコなどの専門機関もまた国際デーを宣言することができる。この場合、国際デーの宣言は、それらの管理機関及び内部規則のみに依存するものとなる。

7.4.2 ユネスコは従って、ユネスコの管理機関又はその他の機関が宣言した他の国際デー<sup>5</sup>に加えて、ユネスコの管轄分野に関連する国連の国際デーを祝う。MoWプログラムに参加する全ての団体及び個人は、これらの国際デーに関連する活動に参加することが推奨される。

7.4.3 これら国際デーの多くは、記録遺産、ひいては MoW に関連する。このような国際デーを示したリストは MoW ウェブサイトで利用できる。

## 7.5 賞及び表彰

7.5.1 MoW プログラムは、様々な場面で、記録遺産の登録簿に登録した証明書及びセミナーや研修事業への出席証明書など、賞やその他の形式の表彰を行う場合がある。

7.5.2 ユネスコ「世界の記憶」直指賞は、大韓民国が清州市議会を通じて資金提供を受けている賞であり、現存する最古の可動金属活字本である『仏祖直指心体要節』が MoW 国際登録に登録されたことを記念したものである。賞金は、記録遺産の保存とアクセス提供に顕著な貢献をした個人、機関、その他の団体に、ユネスコ事務局長から2年ごとに授与される。

## 7.6 規範設定文書

---

<sup>5</sup> <http://en.unesco.org/celebrations/international-days>を参照されたい。

7.6.1 ユネスコは標準設定文書を採用している。それらは、条約、勧告、宣言の三種類に分類される。これに関する詳細な説明は、ユネスコのウェブサイトで見ることができる。

7.6.2 「2015 年勧告」はこのような文書の一例である。記録遺産の保存とアクセス提供に関する国際的なベスト・プラクティスを示し、加盟国に対してこの点に関する様々な行動をとることを求めている。「2015 年勧告」の付録は、MoW プログラムの目的に関連する複数の標準設定文書を掲載している。

7.6.3 ユネスコの標準設定文書は、機関の方針や実践の基礎にしようとする正式な国際的基準として引用可能であるため、記憶機関がそれぞれの方針や規則を策定する際に特に役立つものである。

## 7.7 その他の文書

7.7.1 上記のユネスコの分類には該当しないが、重要かつ有用な参照資料となる文書もある。

7.7.2 これらのうちの幾つかは、「2015年勧告」の付録にも掲載されている。以下は特に注目すべき価値がある。

- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（最終改訂1979年）
- ・IFLA 図書館と知的自由に関する声明（1999年）
- ・世界アーカイブズ宣言(2010年)、国際アーカイブズ会議(ICA)採択、ユネスコ承認(2011)。  
これは、アーカイブズの原則を簡潔に述べた声明である。
- ・バンクーバー宣言（2012）：デジタル時代の世界の記憶：デジタル化と保存。この声明は、専門家による国際会議の成果であり、原則と実務のための参考となるものである。

## 7.8 研究及び教育

7.8.1 MoW プログラムは、MoW 登録簿を研究の出発点として取り入れ、歴史研究の一次資料として記録遺産を使用する研究と学術の諸分野を奨励する。学校や大学のカリキュラムに MoW の事項を盛り込み、それらを記憶機関に関連付けることで、記録遺産の保存に対する意識を高め、過去の経験が現在に語りかける手助けとなるのである。

7.8.2 IAC の教育・研究小委員会は、この戦略を監督し、教育機関と記憶機関のネットワークをナレッジセンターとともに開発して、意識向上、研究、出版を支援する。このように、MoW の登録簿と出版物は、研究と発見の旅の出発点と位置付けられる。

## 7.9 展示やイベント

7.9.1 展示は、一連のポスターから、記憶機関での大規模にキュレーションされたマルチメディア体験まで、様々な形式をとることが可能である。ウェブサイトや「バーチャル」なギャラリーや博物館で行われるオンライン展示は、このコンセプトのバリエーションである。一般的に、展示は MoW 登録簿に記載された記録物を中心に構築される。重要な記録物

を展示することが可能であり、人々は「本物」を見たいという自然な好奇心を満たすことになる。展示は、ある MoW 委員会が、展示のための予算、場所、施設を提供する主催組織と提携して企画することがしばしばある。

7.9.2 講演会や映画上映などの公開イベントが、時に展示と併せて開催されることがあり、更に別の形として、ユネスコが記録物の管理機関に登録証明書を授与する式典と併せて開催されることもある。実際には、記録遺産と MoW プログラムの目的に対する意識を高め、一般の人々の関心を引くために利用できる選択肢は、限りなくあるものである。

## 7.10 国際、地域、及び国内の MoW 登録制度

7.10.1 MoW プログラムは、加盟国が記録遺産全体を保存することを支援するために設立された。記録遺産の保存の必要性に注目を集めるために役立つ登録制度には3つの種類がある。MoW 国際登録は1995年に設置され、最初の登録は1997年に行われた。国際登録への申請は2年に1度のサイクルで募集され、手続が行われる。時とともに、地域や国レベルの MoW 委員会がそれぞれの公的登録制度を設置し、その数は順調に増えている。その登録簿は記録遺産のショーケースとしての役割を果たし、その明白な重要性和象徴性によって、意思決定者だけでなく一般市民の関心を集め、より大きな必要性に向けさせる。登録された記録物は、等しく重要な記録物のごく一部を表しているにすぎない。それらは、記録遺産の保存という一般的な理想を、身近で具体的なものにする。

7.10.2 全ての登録簿のための選考基準は、MoW 国際登録のために定めた基準に基づくが、それぞれでの言葉の使い方は地域や国の特殊性を反映して異なってもよい。登録簿はまた、それぞれの地理的な範囲や、登録された記録遺産の影響が国際的、地域的、又は国内的な重要性を持っているかどうか、また、記録物やコレクションが人々やコミュニティに対して持つ価値や意義を指し示す用語によって、異なるものとなる。新たに国又は地域の登録簿が設定される際には、その選考基準や申請プロセスは、最初に、関連するユネスコの地域事務所、関連する国内委員会、又は、国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関によって承認されなければならない。

7.10.3 すべての MoW 登録制度はそれぞれのスケジュールで自律的に運営される。すべての登録はユネスコの観点において等しく重要である。世界の記録遺産は非常に広範かつ複雑であるため、単一の登録簿では取り扱うことが難しく、機能しないであろう。三者構成のアプローチにより、地域や国の専門的知識を申請の審査に活用することができ、それは単一の国際登録簿では不可能なことであろう。ある一定の記録物やコレクションが登録のための審査基準を満たす場合、複数の登録簿に同時に登録してもよい。各国の登録簿の自律性を考慮すると、そのような国内登録簿に登録される可能性のある資料の選定活動には、国、地域及び／又は国際レベルで登録に値すると考えられる記録遺産資料の非公式暫定リストを含めてもよい。このようなリストは、存在する場合、当該加盟国が管理する。

7.10.4 それぞれの登録では、選考を通った記録物の申請者は登録証明書を受け取ることになる。正式な証明書の授与は、受領機関とユネスコの両方に利益をもたらす注目度の高いメディアイベントになる可能性がある。正式な証明書は手渡し又は郵送で届けられる。ただしこれだけでは、登録された記録物と登録の瞬間の両方を宣伝する機会を逃すことになる。

7.10.5 登録された記録遺産の所有者及び管理者は、登録を発表し、登録された記録物への関心を集めることが推奨される。多くの記憶機関は選ばれた記録物を人々の目に触れるようにしている。いつでもアクセスできるよう、記録物をデジタル化したり、ウェブサイトやソーシャルメディアを使って認知度の向上に努めたり、商品として複製品を販売したり、コミュニティや国、地域にとっての重要性をより詳しく説明するために、歴史や解説が書かれた書籍を出版するなどしている。

7.10.6 加えて、登録された記録遺産の所有者及び管理者、また MoW プログラムに関する活動の開催者は、ユネスコの「名称、略称、ロゴ及びインターネットドメイン名の使用に関する指令」に従って、個別向け又は地域向けバージョンのユネスコ/MoW ロゴを使用する資格があり、それらの使用を申請することが推奨される。

7.10.7 以下は、MoW 事務局が運営する MoW 国際登録の詳細な説明である。地域の登録及び国内登録は同様の方式で運営されるが、それぞれに違いがあるため、読者は登録を運用している関連する MoW 委員会のウェブサイトを参照する必要がある。

## 8. MoW 国際登録

### 8.1 はじめに

8.1.1 MoW 国際登録は、**セクション 2.3** に設定される、MoW プログラムの 3 つの主な目的の達成を可能にする 1 つの手段である。したがって、MoW 国際登録の運営における MoW プログラムの関心は、第一次的な資料の保存とアクセス可能性にあり、その解釈や歴史に関する争いの解決ではない。

8.1.2 コミュニティ、文化、国、又は人類全般にとって重要かつ永続的な価値を持ち、その劣化又は喪失が深刻な [文化的] 貧困につながる全ての記録物を保存し、アクセスを提供する必要性を認識し、MoW 国際登録は「2015 年勧告」を強く押し進める。

8.1.3 したがって、MoW 国際登録の重要性は、次の事実にある。すなわち、MoW プログラムにおいて最も目に触れる機会が多い部分であること、並びに市民、記憶機関、政府、非政府及びその他の利害関係者の間で記録遺産を全体として保護、普及、アクセス、活用する支援的な政策環境を作り出す必要性についての認識を高める手段として機能していることある。

8.1.4 MoW 国際登録への登録を目指すためには、MoW ウェブサイトから入手可能な所

定の申請フォームに記入した申請書を、MoW 事務局に対して正式に提出しなければならない。提出に続いて実施される審査は、その後、以下の**セクション 8.3**に規定されている基準に沿って評価が行われる。

## 8.2 受理できない申請書

8.2.1 申請してよい記録物の範囲には、一定の制限及び除外がある。これらについては、一般指針に基づき詳細に説明した**登録の手引き**があり、MoW ウェブサイトから入手できる。

8.2.2 要約すると、次の一覧の記録物は、IAC 登録小委員会が申請を受理できないと見なす場合がある。

- ・**現代の政治的指導者や政党に関する文書**：通常は、これらの記録物はそれぞれの MoW 国内・地域委員会の正統な決定に従うことにより、国内登録簿や地域登録簿に関連することがあるだろう。しかし、それが公平で客観的である必要性—そしてそう見えることの必要性—は、全ての MoW 委員会が運営されている現在の政治的状況と矛盾する可能性がある。MoW 登録簿は、政治的党派性のいかなる非難の対象にもならないようにするべきである。
- ・**国の憲法や類似の記録物**：これらは MoW 国内登録にふさわしい候補となる場合があるが、その影響は通常、関係する国内に限定されるものであるため、通常は MoW 国際登録又は地域登録の対象にはならないものである。例外となるのは、例えば他国の憲法モデルとしての役割を果たしたり、そののち普遍的に受け入れられるようになった原則の先駆けとなったりするなど、明らかに地理的に広範な影響を及ぼした記録物である。
- ・**機関が所蔵するすべての記録物の申請**：コレクション、資料群、又はコレクション及び資料群の集合物は歓迎するが、ある記憶機関が所蔵する全ての所蔵資料の申請は、認められる可能性が低い。ただし、同じ機関に存在する資料に偶然の一致を超えた重要性、統一性、一貫性がある場合は、この限りではない。
- ・著しく痛んでいる記録物であり、その記録物の内容と特徴が損なわれ、修復の余地がないもの。
- ・国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録物、及び／又は、あらゆる形式の人権の否定を推進し、ヘイトスピーチを助長し、又は人種差別若しくは差別的レトリックを助長する記録物

## 8.3 登録のための基準

8.3.1 一貫した一連の基準を使用することは、より正確な分析が容易にし、それぞれの資料やコレクションの固有の特徴と意味を解明することに役立つ。評価の際には全ての基準が考慮されるが、全てがその資料やコレクションに関連しているわけではない。1 つ以上の基準が適用され、相互に関連している場合がある。当該記録物が重要であることを正当化す

るために、すべての基準を適用するために証拠を見つける必要はない。実際、ある資料がその比較基準を考慮することで明確化され、1つの主要な基準のみで非常に重要であると判断される場合がある。基準は、資料やコレクションが重要である在り方や理由を説明することを促すツールである。それらは、検討中の資料やコレクションの種類によって意味合いが異なる。

以下の基準は、評価の過程全体を通じて、全ての申請に適用される。

**8.3.2 評価は、比較によるものであり、かつ相対的なものである。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録のための選考は、選考基準、及び一般指針の全体的な趣旨に照らし、並びに、登録されたか、不登録となったかにかかわらず過去に申請された案件の文脈において、記録遺産自体の価値を評価することによって行われる。

**8.3.3 真正性と完全性。** これらは、その記録遺産がそのように見える通りのものであるかどうかである。**真正性**とは、実在、真実、正真正銘のものであり、オリジナルから損なわれていない性質のことである。その同一性や出所は信頼できる形で確立されてきたか？複製、模造、偽造、偽文書又は偽情報は、最善を尽くしても、本物と間違ってしまう可能性がある。記録物にとって、**完全性**とは、まとまりの総体であり、かつ全てが揃っている性質のことである。記録遺産の一部が別のどこかに保管されていて、この申請案件に含まれていないのではないか？全てが同じ時代のものか、あるいは、失われた部分がより新しい複製に置き換えられていないか？それは原本か、もし原本でないなら、知られている最も古い時代のものか？その遺産の何パーセントが元の状態のまま残存しているのか？これらのことに関係する。

**8.3.4** これは、対象となる文書の性質によって、複雑な問題となる可能性がある。視聴覚媒体や電子ファイル、中世の手稿本など、一部の記録物は、同じ又は異なる古さ、完全性又は保存状態の様々なバージョンとして存在する場合がある。

### **8.3.5 世界的重要性：第一義的基準**

**8.3.5.1** IAC は、記録遺産が以下の3つの基準のうち1つ以上を満たす場合、その記録遺産が世界的に重要であるとみなす。申請者はこれら基準の1つ以上に関連して説明を行う場合がある。**全ての基準が必ずしもある特定の申請案件に適用されるわけではなく、関連するものだけを選ぶべきである。**

**8.3.5.1.1 歴史的重要性。** その記録遺産は、世界の歴史に関連して私たちに何を伝えているのか？例えば、次の事項を扱っているか？

- ・ 政治的若しくは経済的な発展、又は社会的若しくは精神的な運動
- ・ 世界史上の著名な人物
- ・ 世界を変えるほど重要な出来事

- ・時代、出来事又は人々に関連する特定の場所
- ・ユニークな現象
- ・注目すべき伝統的な慣習
- ・国若しくはコミュニティ間の、又は国若しくはコミュニティ内の発展した関係
- ・生活及び文化の様式における変化
- ・歴史における転換点、又は重要な革新
- ・芸術、文学、科学、技術、スポーツ、又は生活と文化の他の部分における卓越した事例

**8.3.5.1.2 形式及びスタイルの重要性。**重要性は時に記録遺産の物理的な性質にある場合がある。例えば、ある記録物が手書き原稿やタイプ打ちの紙媒体記録など、この点では特別なものではなくとも、例えば、注目に値するスタイル上の特徴や個人的なつながりを持っている可能性がある。記録遺産の他の形式は、革新的な性質、高度な芸術性、その他注目すべき特徴が見られる場合がある。例えば、次の通りである。

- ・記録遺産がその種類の特に優れた手本である場合がある。
- ・傑出した審美的及び職人技の特徴を持っている場合がある。
- ・新しい又は珍しいタイプの媒体である場合がある。
- ・現在では廃れたか又は置き換えられた記録物のタイプの例である場合がある。

**8.3.5.1.3 社会、コミュニティ又は精神に関する重要性。**特定の实在のコミュニティに付随する記録遺産が明らかに重要である場合がある。例えば、あるコミュニティが、愛された（又は憎まれた）指導者の遺産、又は特定の関連性を持つ事件、出来事若しくは場所に関する記録証拠と強く結びついている場合がある。あるいは、精神的指導者や聖人と結びついた記録遺産を崇拝している場合がある。〔その場合、〕この結びつきがどのように表現されているかについての情報を提供する必要がある。

### **8.3.6 世界的重要性：相対的基準**

**8.3.6.1 IAC は記録遺産そのものの特徴について、さらなる情報を必要とする。**

**8.3.6.1.1 独自性又は希少性：**記録物又はコレクションは、独自のもの（これまでに作成されたその種の唯一のもの）又は希少なもの（多数の中から残った数少ないものの1つ）か？この性質については詳しい説明が必要となる場合がある。コレクションや手稿資料、又はその他の記録物は、独自なものでありながらも、必ずしも希少であるとは限らない。類似しているが同じではないコレクションや資料があってもよい。

**8.3.6.1.2 状態：**記録物の状態は、それ自体が重要性を試すものではない場合があるが、登録の適格性に関わる。著しく劣化した記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、不適格となる場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保管状態が悪かったり、安全でなかったりするため、危険にさらされている場合がある。記録物やコ

レクシヨンの性質に応じて、申請書に現在のリスク、及び／又は修復の必要性を評価できるように、申請フォームの記述は、十分に詳細なものとする必要がある。これは、登録された場合に、その継続的な状態と安全性を監視する基準値を提供するものである。

### 8.3.7 重要性の表明

8.3.7.1 申請者は、申請書において重要性を表明しなければならない。これは第一義的及び比較の基準、並びに真正性及び完全性の分析のもとに述べられるポイントを要約したものである。

8.3.7.2 それは更に次のことを説明する必要がある。

- ・なぜこの記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、なぜその喪失が人類の遺産を貧窮させるのか。
- ・国家や地域の境界を越えて、その影響が正のものであろうと、負のものであろうと、生活や文化にどのような影響があり、又はどのような影響を与えてきたのか。

## 8.4 申請書提出の手続

8.4.1 記録遺産は、公的所有でも、私的所有でもよい。

8.4.2 MoWウェブサイトから入手できる、申請書に付されている指示は、この一般指針の一部である。

8.4.3 実務的な理由から、申請は、2年に一度のサイクルで、国ごとに2件までに限る。2件以上の申請があった際は、関連する国のMoW委員会、ユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府関連政府機関が選択を行うとともにその理由を説明することとなる。

8.4.4 コレクションや資料の集合が所有者／管理者の間で分かれている場合、異なる加盟国の2名以上の申請者が共同で申請してもよい。このような申請の数に関しては制限がなく、また共同申請する者たちの数についても同様である。また、申請者が所有者／管理者でない場合には、所有者／管理者はその申請について同意している必要がある。所有者／管理者が同意しない場合、申請者はその理由を説明する必要がある。

8.4.5 申請できる記録遺産の種類については、特定の制限がある。これについては、**セクション8.2**に詳細な情報がある。

8.4.6 申請された書誌又はアーカイブズのコレクション及び資料群は、明確な始まりと終わりの年月日を持ち、限定されていなければならない、かつ完結したものでなければならない。曖昧に記載された、又は終わりが定まっていない申請は受け付けられない。〔受付可能なものの〕典型的な例は、箱番号や保管場所番号により特定される完結したアーカイブズ・資料群、固定された分量・内容のデータベース、又は目録化されたコレクションである。目録や

登録の詳細が膨大で扱いにくい場合は、サンプルの目録項目、受入番号・登録番号とともに内容の説明を提出するか、又は付録として詳細を追加するものとする。

8.4.7 記録遺産が複数の複製物及び類似しているが異なるバージョン、例えば書籍や映画作品の中に存在する場合、申請は特定の複製物又は引用する複製物だけでなく、むしろその作品自体に適用されるとみなされる。ただし、申請に当たっては少なくとも1つの特定の複製物を明確にしなければならない。特定の状況においては、更に記録物の典型的な複製物を既存の登録物件に追加する提案をすることが可能である。**セクション8.7**は、この件について詳しく説明する。

8.4.8 **簡潔さ**。申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くするべきではない。申請書は量ではなく、質において判断される。長さについての決まりはないが、通常は、長くともA4用紙15ページ程度で十分である。

8.4.9 **写真、リスト、画像又は電子ファイルは、必要に応じて、付録として追加することが可能であり、**これらはRSC/IACの評価に大いに役立つ可能性がある。MoW事務局による申請書の受理は、ユネスコにそれら画像及びグラフィックを含め、当該申請書を加盟国向けのオンラインプラットフォーム（詳細は**セクション8.5.3.2.1**を参照）及びMoWウェブサイトの両方で公開する許可を与えたものとみなされる。また、他に申告されていない限り、申請が登録された場合、広報目的で画像及びグラフィックを公開及び使用する権利をユネスコに与えたものともみなされる。電子ファイルは、実務上の理由から妥当なサイズに保つことが望まれる。

8.4.10 **客観性**。全ての申請は、それ自体の価値を持つ。申請書は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で書くべきである。大げさな、証明できない主張、又は軽蔑的、宣伝的、論争的な言葉の使用は非生産的であり、評価をより困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも役に立たない。このような申請は、却下されるか、又は修正のために申請者に差し戻される場合がある。

8.4.11 **アクセス可能性**。申請者は、現地でもインターネット上でも、実際に可能な限り、記録遺産を広く一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録に当たっての前提条件ではないが、アクセス可能性を高めることは、MoWプログラムの目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。

8.4.12 **法的事項**。申請書の加盟国向けのオンライン・プラットフォームやMoWウェブサイトへの掲載やその記録遺産の登録は、MoW事務局に対しいかなる法的又は財政的な義務を課すものではない。これは、その資料の所有権、管理権又は使用に正式に影響を与えるものではない。また、それ自体は、所有者、管理者又は政府にいかなる制限や義務を課すものではない。同様に、ユネスコに対しても、資料の保存、管理、アクセス可能性に関するいかな

る義務も課すものではない。しかしながら、このことは、登録された記録遺産の所有者／管理者がその保存及びアクセス可能性に取り組むことを表すものである。

## 8.5 申請プロセス

### 8.5.1 提出

8.5.1.1 2年に一度、ユネスコ執行委員会が申請サイクルの日程を決定したのち、MoW事務局はMoWウェブサイト上において、申請の募集を行う。申請の募集は、募集の発行から少なくとも4か月後となる申請の提出期限と、申請が満たさなければならない選考基準を含む。

8.5.1.2 申請書は、上記**セクション8.4.4**に定義される共同申請を含め、加盟国がユネスコ国内委員会を通じて、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関を通じてのみ、電子形式及び紙媒体でMoW事務局に提出することができる。ただし、関連する国内のMoW委員会が存在する場合は、その委員会も関与する。

8.5.1.3 上記**セクション8.5.1.2**にかかわらず、所有者又は管理者の書面による同意を得たいずれの個人や組織も、当該申請に関係する加盟国のユネスコ国内委員会、又はその国内委員会がない場合はユネスコとの関係に責任を持つ関連する政府機関を通じて、申請書を提出することができる。ただし、関連する国内のMoW委員会がある場合は、その委員会も関与する。

8.5.1.4 以下の国際機関は、MoW事務局を通じて申請書を提出してもよい。

- ・ユネスコと相互代表協定を締結している国際連合及び国連システムの組織
- ・ユネスコとは相互代表協定を締結していない国連システムの組織
- ・政府間組織
- ・ユネスコの非政府組織とのパートナーシップにかかる指令に従って、ユネスコと正式なパートナーシップを結んでいる国際的な非政府組織

8.5.1.5 申請が1つ以上の加盟国に関係する場合は、その関係加盟国は、国際機関が提出した申請を承認しなければならない。そのような国際機関は、当該加盟国のユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関を通じて、承認を申請することができる。

8.5.1.6 申請は、MoWウェブサイトにある指定された申請フォームに従う必要がある。

### 8.5.2 MoW事務局による申請書の登録

8.5.2.1 MoW事務局は、各申請書を記録し、申請者に対し受領したことを通知し、申請内容が完全にそろっているかを確認する。申請内容が完全なものでない場合、MoW事務局は速やかに不足している情報を申請者に要求する。その申請書が整うまで、それ以上の措置は取られない。

8.5.2.2 申請が完了した場合、MoW事務局は申請者に通知し、当該国のユネスコ政府代表部、ユネスコ国内委員会、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関にコピーを送付する。申請された記録物が、関係する加盟国に言及する、又は関係する加盟国が作成者である場合は、MoW事務局より、当該加盟国国のユネスコ政府代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関、又はMoW国内委員会に対して通知する。MoW事務局は、存在する場合は、関連するMoW地域委員会にも通知する場合がある。

8.5.2.3 MoW事務局は申請書を加盟国向けのオンライン・プラットフォームにアップロードする。

8.5.2.4 そののち、MoW事務局は、評価のために、申請書を登録小委員会（RSC）に送信する。

### 8.5.3 登録小委員会（RSC）による申請書の受理可能性と評価

#### 8.5.3.1 受理可能性

8.5.3.1.1 プロセスの一環として、RSCは、**セクション8.2.2の受理しない記録物のリスト**を考慮して、当該申請書が受理可能かどうかを決定する。

8.5.2.1.2 特定の申請が受理できないかどうかに関するRSCの決定は最終的なものであり、MoW事務局が申請者に通知する。

#### 8.5.3.2 情報の伝達

8.5.3.2.1 RSCが評価のため受理可能である申請を承認すると、MoW事務局は国際登録への申請書に関する全ての文書類を格納するために設けられたMoWプラットフォームにそれらをアップロードする。MoW事務局はアップロードを加盟国に通知する。プラットフォームには、ユネスコ政府代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関、MoW地域委員会及びMoW国内委員会がアクセス可能である。加盟国は、そのプラットフォームに新しく情報が追加されるたびに、電子メールによって自動的に通知を受ける。加盟国は、以下の**セクション8.5.3.2.2に規定されているように**、個人又は団体によるコメントや異議の提出を容易にする目的で、非公開の記録遺産関係者及び／又は関連する国内の利害関係者に、このプラットフォームに格納されている申請ファイルへのアクセスを提供してよい。

#### 8.5.3.3 コメントあるいは異議の提出

8.5.3.3.1 すべての申請書が加盟国向けのプラットフォームにアップロードされると、アップロードから60日（加盟国の要請があれば最大90日間まで延長可能）の期間中、加盟国は、MoW事務局によって指定され、MoW事務局ウェブサイトから入手可能なフォームを使用し、異議申立てを含めコメントや追加情報を提出することができる。MoW事務局は記入フォー

ムの受領を確認し、申請者、RSC及びIACに転送する。

8.5.3.3.2 **セクション8.5.3.2.1**に言及される非公表の記録遺産関係者及び/又は関連する国の利害関係者に対するオンライン・プラットフォームに格納されている申請書類へのアクセスに関する**セクション8.5.3.2.1**に従い、特定の窓口が設けられ、その期間中に、個人又は団体が、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関（存在する場合は関連するMoW国内委員会も関与する）を使用し、加盟国を通じて、あらゆる現在の申請に関連するパブリック・コメント、サポート又はその他の情報を提出することができる。例えば、それらの送付者は、申請案件を補足する情報の提供を希望する場合、又は記録物の内容の根拠、又は受理可能性及び選考基準に合致しているかどうかについてその申請に異議申立てをする場合がある。しかしながら、これらの領域を超えたコメントは、RSCによって検討されない。

8.5.3.3.3 ある加盟国が申請に対して異議申立てを行う際の適用可能なプロセスは、**セクション8.6「付随するプロセス」**に記載している。

#### 8.5.3.4 評価

8.5.3.4.1 RSCは、各申請について徹底的な評価を行う責任を負っており、これには申請者が提案した専門家やRSCが独自に選んだ他の専門家からの意見聴取を含む。RSCは必要と考えるあらゆる適切な情報源から意見や評価を求め、全ての申請を、MoW国際登録簿に既に登録されている遺産を含め、類似する記録遺産と比較する。

8.5.3.4.2 評価プロセスは、透明性を確保しつつ、機密保持が必要となるプライバシーに関する懸念事項やIACの倫理規定を十分に考慮して行う。RSCはその客観性が損なわれないように、申請者から一定の距離をおいて運営される。申請者との全ての連絡は、MOW事務局を通じて行われる。

8.5.3.4.3 異議申立てを受けていない申請書についてのRSCによる評価が進む間に、MoW事務局は申請者に追加的情報を要求する場合がある。申請者は、**セクション8.3**に定めた基準に従って、申請書の修正又は更新をしてもよい。

8.5.3.4.4 RSCの評価及び勧告は、グループ全体の共同討議と判定の結果である。個々のRSCメンバーの行動は明らかにされない。

8.5.3.4.5 RSCがIACに対し勧告を行うと、MoW事務局は勧告の内容について申請者に書面で通知し、関係する加盟国のユネスコ政府代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関、MoW地域委員会、及びMoW国内委員会に対して通知する。

8.5.3.4.6 申請者はそれに返答する機会が与えられる。RSCがその回答に完全に納得できな

い場合、申請者は追加情報やより強力な論拠を盛り込んだ修正版申請書を提出するよう求められることがある。

8.5.3.4.7 申請者の回答に基づき、RSCはIACに勧告を提出する前に、その評価を再検討することが可能である。

8.5.3.4.8 RSCは、いかなる申請に対しても、以下の対応策の1つを、裏付けとなる理由とともに、IACに対して勧告する。

**登録：**選考基準に合致する。

**暫定登録：**選考基準を満たしているが、専門的な詳細に関する一部が不完全である。不足している情報の提出日が指定され、正式に提出された場合は自動的に登録となる。

**照会／再提出：**申請された記録遺産は、登録基準を満たす可能性があるが、提供された情報はこれを完全に立証するには不十分である。申請者は次の2年に一度の申請サイクルにおける評価に向けて、より完成度の高い申請書を提出することが求められる。

**登録却下：**申請書は、**セクション8.3**に定められた登録の基準を満たしていることを示していない。申請書の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請書自体に関する否定的なコメントではない。例えば、RSCは、当該記録遺産がMoWの国内又は地域の登録へ申請される方がより適切であると考えられる場合がある。当該記録遺産が、単独ではなく共同申請の一部とする方が最善であると判断する場合もある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張をしていないと結論付ける場合もある。却下は、再提出を妨げるものではない。申請の内容について変更していない場合、最初に提出したものも含め、最大3回まで申請書を提出することが可能である。

8.5.3.4.9 RSCは、隔年で開催されるIAC定例会議の少なくとも2か月前までに、裏付けとなる説明を添えて、IACにその勧告を提出する。

#### 8.5.3.5 国際諮問委員会（IAC）による申請の評価

8.5.3.5.1 評価プロセスは透明性を保ちつつ、機密保持が必要となる場合があるプライバシーに関する懸念やIACの倫理規定に十分な配慮を行う。IACは、客観性に影響を受けないように、申請者から一定の距離をおいて運営する。申請者との連絡はすべてMoW事務局を通じて行う。

8.5.3.5.2 RSCの勧告に基づき、IACはそれぞれの申請について勧告を行う。

8.5.3.5.3 IACは、根拠となる理由を添えて、以下のいずれかの措置を勧告する。

**登録：****セクション8.3**に設定された登録基準を満たしている。

**暫定登録：セクション8.3**に設定された登録基準を満たしているが、専門的な詳細に関する一部が不完全である。不足している情報の提出日が指定され、及び正式に提出された場合は自動的に登録となる。

**照会及び再提出：**記録遺産は、潜在的に**セクション8.3**に設定された登録基準を満たしている可能性があるが、提供された情報ではこれを完全に立証するには不十分である。申請者は、次期申請サイクルにおける検討のために、より完成度の高い申請書を提出することが求められる。

**却下：**申請は、**セクション8.3**で定められたMoW国際登録に関する基準を満たしていることを示していない。申請の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請書自体に関する否定的なコメントではない。例えば、RSCは、当該記録遺産がMoWの国内又は地域の登録へ申請される方がより適切であると考えられる場合がある。当該記録遺産が、単独ではなく共同申請の一部とする方が最善であると判断する場合もある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張をしていないと結論付ける場合もある。却下は、再提出を妨げるものではない。申請の内容について変更していない場合、最初に提出したものも含め、最大3回まで申請書を提出することが可能である。

8.5.3.5.4 IACは、事務局長に対しこの議題をユネスコ執行委員会の議題に含めるよう勧告する。当該議題は、執行委員会が、IACによって決定された申請〔に関する勧告を〕を承認するよう提案するものである。それらの申請の詳細は、執行委員会への情報文書の中に含まれる。

8.5.3.5.5 MoW事務局は、申請者に結果を通知しなければならず、及び登録となった申請について報道機関に発表しなければならない。登録はMoWウェブサイトに掲載される。

8.5.3.5.6 加盟国がMoW事務局に対して申請に関する情報を求めた場合は、当該要請の受付から30暦日以内に回答を行うものとする。

## 8.6 附帯プロセス

8.6.1 特定の申請に関係のある加盟国が提起した異議申立てのみ検討の対象となる。

8.6.2 他の加盟国、又は必要に応じて他の利害関係者による異議申立ては、**セクション8.3**で定められた登録基準、又は**セクション8.2**で取り上げられる文書の受理可能性の基準に関係する場合にのみ、検討の対象となる。

8.6.3 申請者は、MoW事務局から申請者に対してその申請に関する異議申立てが表明されたことが通知された日から30日（加盟国の要請により最大90日まで延長）以内に回答しなければならないが、加盟国からの要請があれば最大90日まで延長される。異議申立てを行った加盟国は、申請者から回答を受け取った日から30日以内に、異議申立てを維持するか撤回

するかを表明することができる。この期間が経過し、かつ当該加盟国から返答がない場合、その異議申し立ては取り下げられたとみなされる。

8.6.4 すべての連絡はMOW事務局を通じて行われ、MOW事務局は加盟国向けのオンライン・プラットフォームに連絡事項を適時にアップロードし、異議申立てを行った加盟国、及び必要に応じてRSCやIACに転送する。

8.6.5 申請案件は、専門的事項とその他の事項において異議申立てが行われる場合がある。異議申立ての性質によって、その問題の可能な解決のために採用されるプロセスを決定する。

#### 8.6.5.1 専門的事項で異議申立てが行われた申請

8.6.5.1.1 **セクション8.2**に規定されている受理しない申請書リスト、及び／又は**セクション8.3**に規定されている登録基準に関連する問題を提起している場合、申請は専門的事項に関する異議申立てを受ける。このような異議申立ては、加盟国を通じていかなる個人又た体でも、ユネスコ国内委員会、又は国内委員会がない場合にはユネスコとの関係を担当する関連政府機関、また存在する場合は**セクション8.5.3.3.2**に規定されている関連するMOW国内委員会が関与して、行うことができる。この場合、RSCはこのような異議申立てを検討し、及び提起された問題点に申請者がどのように対処できるかということについて専門的な助言を行うことが要請されるものとする。

8.6.5.1.2 関係者がRSCの助言に満足すれば、当該申請は異議申立て案件ではなくなり、**セクション8.5.3.4**及び**セクション8.5.3.5**に規定されるように、正式なRSC/IACの評価に進む。当事者が助言に満足しない状況となれば、RSCからの最終的助言を受け取ってから30日以内に、関係者は**セクション8.6.5.2**に示されている手順を使用することができる。

#### 8.6.5.2 他の事項に関する異議申立て

8.6.5.2.1 異議申立ての理由が、**セクション8.2**及び**セクション8.3**にそれぞれ規定されている受理基準及び登録基準の範囲外である場合、申請は他の事項に関する異議申立てを受ける。このような異議申立ては、上記**セクション8.5.3.3**で言及されている期間又は出来事の間のみ、加盟国が書面によって正式に表明しなければならないものとする。

8.6.5.2.2 下記の**セクション8.6.5.2.4**を考慮して、全ての受理可能な申請ファイルを平等に扱わなければならない。

8.6.5.2.3 申請ファイルが他の事項で1か国以上の加盟国から正式に異議申立てを受けた場合、RSCによるファイルの専門家評価が行われることがあるが、RSCの評価が異議の解決に役立つと当事者が同意しない限り、その結果は公開されることはなく、また何人にも通知されない。また、このサイクルでのさらなるファイルの処理は、関係者によって確立された対話プロセスの結果に基づいて保留される。対話プロセスの進行中、申請ファイルはプラット

フォーム上に保存される。

8.6.5.2.4 異議申立て案件にかかる1つ以上の関係者が、仲介／促進の対話プロセスに参加する用意があることを示す書面による要請をユネスコ事務局長宛てに提出し、セクション**8.6.5.2.3**に規定された評価プロセスに異議を唱えた場合、事務局は直ちにIACに対し、RSC評価と当該サイクルを通じて申請ファイル进行处理する全てのその他の後続ステップを保留し、その対話プロセスの結果に依存するよう指示するものとする。

8.6.5.2.5 上記**セクション8.6.5.2.4**に記載された書面による要請を受け取った後、3か月から6か月の間に、事務局長は、関係者との協議を経て、関係者が合意した調停者／促進者を指名するものとし、その調停者／促進者は、誠意をもって、国家間の理解と協力の精神に基づき、期限のない真の対話プロセスに参加しなければならない。

8.6.5.2.6 調停／促進のプロセスにかかる費用は、関係者が負担するか、この目的のためになされる任意の寄附によって賄われるものとする。

8.6.5.2.7 事務局は、各申請サイクルの終わりに、進行中のすべての異議申立てに関する対話の進捗状況を、情報文書の形でユネスコ執行委員会に報告しなければならない。

8.6.5.2.8 **セクション8.6.5.2.5**に規定される対話プロセスが進行している間は、申請ファイルはプラットフォーム上に「保留中の申請書」という名前で保存し、関係者のみがアクセスできるようにする。申請タイトル、及びそのファイルの状態に関する短い事実に基づく説明分は、申請ファイルそのものの代わりに、プラットフォーム上で公開されるものとする。

8.6.5.2.9 当該申請ファイルは、事務局が関係者から異議申立てが解決した旨の連絡を受けた後、優先的案件として進行中の申請サイクルに再び戻ることになる。

8.6.5.2.10 対話の成果は予測できない場合があるが、関係加盟国は、「2015年勧告」の精神に基づき、対話を行うことが期待される。その勧告は、「平和を推進し、自由、民主主義、人権、尊厳の尊重を推進するために、理解と対話を深めるための知識共有を促進する記録遺産の重要性を強調する」ものである。

## **8.7 現在の登録遺産への追加**

8.7.1 単一の記録物が複数の複製物や異なるバージョンで存在する場合例えば、印刷された書籍や、異なるバージョンや複数の言語で公開された長編映画など一、その申請は、引用された特定の複製物だけではなく、知的実体である作品そのものに関連するものである。同等の完全性と古さを持つさらなる複製物が後に確認された場合、それらは既存の登録遺産への追加を提案してもよい。

8.7.2 これと同じ仕組みは、登録したコレクションが不完全であることが判明した場合にも適用される。例えば、コレクションが複数の機関に分散しており、コレクションのさらなる

部分が後に特定された場合などである。さらに、登録されたコレクションが徐々に増えていくにつれて、登録コレクションの特徴や属性が変わらない限り、既存の登録を更新するケースがあってもよい。

8.7.3 MoWウェブサイトから利用可能となっている、この一般指針の*手引書(Companion)*に詳述されるように、動的なボーン・デジタル資料をMoW国際登録簿に保持するには、最初の登録後に更新が必要になる場合がある。

8.7.4 上述の全ての場合において、〔追加にかかる〕プロセスは、所有者／管理者、IAC若しくは事務局又はMoW事務局が開始する場合がある。付随するケースの業務はRSCに割り当てられ、以下の業務が含まれる場合がある。

- 既存の申請書を検討し、特定のケースに適した真正性、固有性、完全性及び希少性の基準を設定する。
- 提案される代表例、それらの所有者／管理者、及び関連する管理計画を特定する。
- 代表例を既存の登録遺産に追加するためのケースを準備する。
- 現在登録されている記録物が引き続き選考基準を満たしているかどうかを検討する。

8.7.5 その後、MoW事務局は、関連する所有者/管理者に連絡し、複製物を登録に追加する同意を得る。

8.7.6 提案には、MoWウェブサイトで購入できる簡略化された申請書を使用する。これ以降、2年に1度の申請受付に必要な締切日とその他のプロセスが適用され、結果は新しい登録リストと同時に発表される。登録証明書は、関係する所有者/管理者の機関に授与される。

## 8.8 登録の監視と報告

8.8.1 「2015年勧告」の規定に沿って、登録された記録物の状態と保全状況を以下のような体系的に監視する必要がある。

- 加盟国又は組織の内部における、記録遺産の保存に関する登録の影響の評価を作成する。
- 登録された記録物の状態と、それを維持するために取られている措置の評価を作成する。
- 状態が悪化したり、その他のリスクにさらされたりした場合に、保存に関する助言を求める枠組みを確立する。
- MoWネットワーク全体で協力と経験の共有を促進し、MoWプログラムの信頼性を維持する。

8.8.2 登録された記録遺産を保管する全ての団体及び個人は、6年以内の周期で、MoW事務局が管理する暦に従い、MoW事務局の要請に応じ、その状態について報告書を提出する必要がある。報告書は、必要に応じて登録小委員会（RSC）及び保存小委員会（PSC）に付託され、その後、フォローアップ措置を勧告する。適時に報告書が提出されなかった場合は、自動的にそのようなフォローアップ措置が開始され、IACがユネスコ執行委員会による国際

MoW登録簿からの削除を提案する可能性がある。

8.8.3 IAC は、監視手順の基準及び方法論を義務付ける。これには、必要に応じて、MoW事務局が指定した専門家による、機関訪問を含む場合がある。6年の周期にかかわらず、MoW事務局が、登録された遺産が著しく劣化している、あるいはその完全性が損なわれているという助言を、第三者を含む何らかの情報源から受け取った場合は、RSC及び／又はPSCが調査の任務を負う。その助言が立証された場合は、MoW事務局は結果の報告書を、必要に応じて、コメントを求めるため申請者又は管理機関に送付する。RSC及び／又はPSCはコメントを評価し、IACに対して、削除、是正措置又は保持を勧告する。IACが削除の勧告を支持する場合は、すべての関係者に通知される。

## **8.9 MoW国際登録簿からの削除**

8.9.1 一度登録された記録遺産は、周期的な点検やその他の手段によって再評価が必要となる状況が発生しない限り、国際MoW登録簿に恒久的に登録されたままとなる。

8.9.2 上述の周期的な点検プロセスに加えて、新たな情報により登録の再評価が必要となり、それが登録された基準に対して不適格であることが証明された場合、MoW国際登録から記録遺産を削除することが正当化される場合もある。

8.9.3 その点検プロセスは、個人又は団体（IACを含む）が、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関、存在する場合は関係するMoW国内委員会が関与して、MoW事務局に書面で懸念を表明することによって開始してよい。MoW事務局は調査と報告のためにその問題をRSCに照会する。RSCが懸念が立証されたと判断した場合、MoW事務局は元々の申請を行った者（不在の場合は他の適切な機関）に連絡してコメントを求める。RSCは、収集したデータを査定し、IACに対して、削除、保持、その他の是正措置について勧告を行う。次いで、IACは、ユネスコ事務局長を通じてユネスコ執行委員会に、そのような記録遺産についての削除、保持又はその他の是正措置を勧告することができる。MoW事務局は、その結果をすべての当事者に通知し、MoW国際登録簿に必要な調整を確実に行うこととする。